明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令（二三八）　二

○平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（二三九）　三

〔省　令〕

○円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令に規定する原産地の意義に関する省令の一部を改正する省令（**財務**五〇）　三

○森林法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**五九）　三

〔告　示〕

○運転シミュレーターの型式認定番号を指定した件（**国家公安委**三二）　四

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**法務**一九二～一九六）　四

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**二九七）　四

○アメリカ合衆国を原産地とする玉軸受等について関税定率法第六条第一項の規定により報復関税を課することが決定された件（**財務**二七二）　四

○中央卸売市場において卸売の業務を行っている者の名称の変更があった件（**農林水産**二三七九）　五

○農産物検査法施行規則第二十条の農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件の一部を改正する件（**同**二三八〇）　五

○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（**同**二三八一）　五

○特定土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（**国土交通**八〇三）　六

○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する件（**原子力規制委**一四）　六

○道路に関する件（**東北地方整備局**一七六）　七

○道路に関する件（**関東地方整備局**三六五～三六七）　七

○道路に関する件（**北陸地方整備局**七〇）　七

〔国会事項〕　八

〔人事異動〕　八

内閣府　最高裁判所　八

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕　八

官庁事項　八

近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　八

産　業　八

日本工業規格（経済産業省）　九

国家試験　九

平成二十五年度国立国会図書館職員採用試験公告（国立国会図書館）　九

公聴会　九

労働基準法第百十三条の規定による公聴会の開催について（厚生労働省）　九

〔公　告〕　九

諸事項　九

官庁　九

押収物還付関係　九

裁判所　一〇

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一〇

会社その他　二九

本号で公布された法令のあらまし

◇円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令（政令第二三八号）（財務省）

1　報復関税に係る対象品目を変更することに伴い、政令の題名を変更することとした。（題名関係）

2　報復関税に係る対象品目及び税率を変更することとした。（別表関係）

3　平成二五年八月三一日に適用期限が到来する報復関税について、その適用期限を一年延長することとした。（第一条及び第二条関係）

4　この政令は、平成二五年九月一日から施行することとした。

◇平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二三九号）（内閣府本府）

1　平成二五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈡　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

㈢　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

㈣　山形県西村山郡西川町、島根県鹿足郡津和野町並びに山口県山口市及び萩市の区域に係る激甚災害について公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

3　この政令は、公布の日から施行することとした。